

平成24年度つなぎ融資の利子補給について（宮崎県新しい公共支援基金事業）
（募集要項）

1. 事業の趣旨

「新しい公共」の担い手であるNPO等が、行政から受託した業務の実施に際して金融機関等からつなぎ融資を利用する場合に、予算の範囲内で当該融資に係る利子に相当する金額を交付し、NPO等の負担を軽減することにより、NPO等の自立的活動を支援し、「新しい公共」の拡大と定着を図ります。

2. 事業内容

(1) 支援対象者

次の各号のいずれにも該当する者とします。

宮崎県内に事務所を有するNPO等^(注1)

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会において、支援対象者として選定された者
平成24年4月1日以降に、国、都道府県又は、市町村の行政機関から業務を受託し、かつ、委託料の支払が精算払となる場合に、業務の実施に際して必要な資金を金融機関等^(注2)からの融資により調達する者

県税に滞納がない者

宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しない者

(注1) NPO等：特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織

(注2) 金融機関等：日本政策金融公庫、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、NPOバンク等

(2) 利子補給金の額

(1)の の融資に係る利子として実際に支払った利子額
年利2パーセントとして算出した利子額
又は のいずれか低い額とします。

(3) 補給対象となる利子

平成25年3月31日までに発生する利子を対象とします。

平成25年3月31日までに金融機関等への完済ができない場合は、あらかじめ金融機関等に利子相当額を支払い、平成25年3月31日までに交付申請をします。

3. 事業の流れ

支援申請

5により支援申請書を県に提出します。

支援対象者の選定

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会において、申請内容を審査し、支援対象者を選定します。

選定通知

補助金等交付申請書の提出

行政機関から委託料の支払を受けた日から起算して30日以内に補助金等交付申請書を県に提出します。

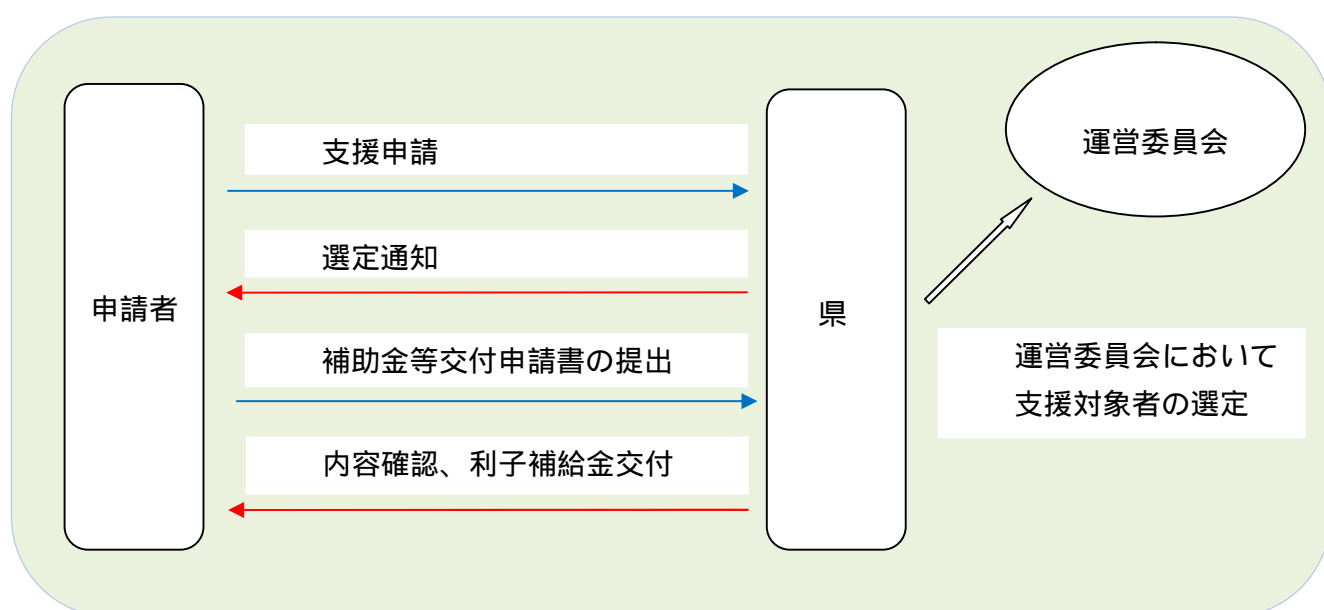
添付書類

- ・ 金融機関等との融資契約書の写し
- ・ 金融機関等が発行する利子支払額証明書
- ・ 宮崎県税の納税証明書

利子補給金の交付

県は、交付申請書等の内容を確認した上で、利子補給金を交付します。

県が金融機関等へ利子額を直接支払うものではありません。



4. 選定方法

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会において、審査を行います。

なお、選定された団体については、宮崎県NPOポータルサイト等において結果公表します。

5. 応募について

(1) 応募期間

平成24年10月29日(月)～平成24年11月30日(金)

郵送又は持参により、11月30日(金)17時 宮崎県生活・協働・男女参画課必着

(2) 応募書類

支援申請書(別記様式第1号)

団体の概要、活動内容がわかる書類(任意様式)

法人の目的等についての申出書(NPO法人以外の団体の場合、提出)

受託した業務契約書の写し

受託した業務の概要

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 生活・協働・男女参画課 協働推進担当

電話：0985-26-7048

FAX：0985-20-2221

アドレス：seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

平成 年 月 日

法人（団体）の目的等についての申出書

法人等名

代表者名

⑨

本法人(団体)は下記のいずれの事項にも該当します。

記

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした法人（団体）でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人(団体)でないこと。
- 3 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある法人(団体)でないこと。

特定非営利活動法人はこの申出書の提出は不要です。

この申出書の内容と異なる実態がある場合には、交付決定を取消し、すでに支払った利子補給金を返還させることがあります。